嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

A Consideration on Legal Effective Tax Rate applied to Accounting for Income Taxes

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2021-06-22
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 井上, 行忠
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/950

研究ノート

税効果会計に適用される法定実効税率の一考察

A Consideration on Legal Effective Tax Rate applied to Accounting for Income Taxes

井 上 行 忠* Yukitada INOUE

<要約>

税効果会計の目的は、企業会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額に差異が生じた場合に、企業会計上の法人税等を控除する前の当期純利益(税引前当期純利益)と法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金を、適切に期間配分を行い合理的に対応させる手続きのことである。

平成28年度税制改正により、地方法人税の税率の引き上げ、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、および地方法人特別税の廃止が定められ、令和元年10月1日以後開始事業年度より適用されている。また、令和元年度税制改正においては、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税および特別法人事業譲与税が創設され、令和元年10月1日以後開始事業年度から適用されている。令和2年度税制改正においては、法定実効税率に影響する税制改正は実施されていない。

税効果会計に適用される税率が変更された場合には、決算日現在における改正後の税率を用いて法定実効税率を計算する。この場合、過年度に計上された繰延税金資産および繰延税金負債を修正することになる。また、法定実効税率の変更は、税効果会計の適用に影響を及ぼすことになり、特にスケジューリングを行う際の解消時期と法定実効税率の関係において、繰延税金資産や繰延税金負債の計上額に影響を与える。この場合、税率が下落した場合における繰延税金資産の減少への影響は、損益計算書にも利益の減少要因として業績を左右する影響力を持つことになる。

法定実効税率をめぐる問題としては、標準税率と実際の税率(中小法人の軽減税率、超過税率)が異なる場合の取り扱いや、また、本社以外に支店や事業所がある場合で、地方税等が各自治体により異なる場合が指摘されている。

本稿では、税効果会計の対象となる税金と法定実効税率の算定、繰延税金資産・負債の修

^{*} 嘉悦大学経営経済学部 教授

正処理、会計処理の特徴と税率の変更に伴う影響および改正地方税法等を受けた改正条例が 成立していない場合の税率の算定について考察を行った。

くキーワードン

法定実効税率、標準税率、超過税率、繰延税金資産、繰延税金負債、法人税、地方法人税、 住民税、事業税、特別法人事業税、法人税等調整額、繰延法、資産負債法

1 はじめに

平成28年度税制改正により、地方法人税の税率の引き上げ、法人住民税法人税割の税率 の引き下げ、および地方法人特別税の廃止が定められ、令和元年10月1日以後開始事業年 度より適用されている。また、令和元年度税制改正においては、法人事業税の一部を分離し て特別法人事業税および特別法人事業譲与税が創設され、令和元年 10 月 1 日以後開始事業 年度から適用されている。令和2年度税制改正においては、法定実効税率に影響する税制改 正は実施されていない。

税効果会計に適用される税率が変更された場合には、決算日現在における改正後の税率を 用いて法定実効税率を計算する。この場合、過年度に計上された繰延税金資産および繰延税 金負債を修正することになる(個別税効果実務指針 19)。法定実効税率をめぐる問題として は、標準税率と実際の税率(中小法人の軽減税率、超過税率)が異なる場合の取り扱いや、 また、本社以外に支店や事業所がある場合で、地方税等が各自治体により異なる場合が指摘 されている 10。

税務計算と企業会計には、課税所得と企業会計上の利益に差異(一時差異)が生じる。し たがって、当該差異を調整し法人税等の額と税引前当期純利益を期間的に対応させる必要が ある。税効果会計は一時差異に係る法人税額の期間帰属を企業会計に合わせ、企業会計上の 利益を適正に表示することが税効果会計の目的である(商法と企業会計の調整に関する研究 会報告書)。

日本の法定実効税率は、現在 30.62% (外形標準課税適用法人) であり、日本企業と海外 企業を比較すると、税負担率2)には相違がある。現在、税効果会計に適用される法定実効税 率は、一時差異解消時に予想される税率であり資本負債法が採用されている。資本負債法は、 一時差異発生時にすでに解消時の税率が確定している場合には、解消時の税率で繰延税金資 産・負債を計算する方法であり、将来税キャッシュ・フローの増減に関する有用な情報を提 供できる方法として適用されている³⁾。

税効果会計に適用する税率は、複数の選択(標準税率、軽減税率、超過税率、制限税率、 平均税率等)が考えられる。税効果会計においては、税金費用の適切な期間配分をすること により、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることが目的で ある 4)。

本稿では、平成28年度および令和元年度の税制改正により、税率が変更されたことによ る影響において、税効果会計の対象となる税金と法定実効税率の算定、繰延税金資産・負債 の修正処理、会計処理の特徴と税率の変更に伴う影響および改正地方税法等を受けた改正条 例が成立していない場合の税率の算定について考察を行った。

2 税効果会計の対象となる税金と法定実効税率

税効果会計の目的は、会計上と税務上とで計算した法人税等の金額に相違がある場合に、 会計上の法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等の額を合理的に対応させることを目 的とする手続である (税効果会計基準第一)。ここに法人税等とは、法人税、都道府県民税、 市町村民税および利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる(税効果会計基準 注解 (注 1))。

税効果会計の対象となる法人税等に含まれる税金は、利益に関連する金額を課税標準とす る税金である(個別税効果実務指針36)。住民税と事業税については、課税方法の相違から 複数の内容に分けて構成されており、住民税(法人税割、均等割)、事業税(所得割、付加 価値割、資本割)があり、税効果会計においては、住民税は法人税割、事業税は所得割が対 象となる。

税効果会計基準では、繰延税金資産または繰延税金負債の金額は、将来減算一時差異また は、将来加算一時差異の金額に、回収または支払が行われると見込まれる年度に適用となる 税率を乗じて計算される(税効果会計基準第二二1.2)。当該税率は、利益に関連する金額を 課税標準とする税金に係る税率により計算された法定実効税率が使用される。法定実効税率 とは、連結納税制度を適用する場合を除き、次の算式による(税効果適用指針第4(11))。

法定実効税率 = 法人税率×(1+地方法人税率+住民税率)+事業税率

税制上、地方法人税および住民税(法人税割)の税率は法人税率を課税標準としているた め、課税所得に対する合計税率は「法人税率×(1+地方法人税率+住民税率)+事業税率」 となるが事業税は支払事業年度に損金に算入されるため、当該合計税率ではなく、事業税 の損金算入の効果を考慮するため合計税率を(1+事業税率)で除して調整することになる。 これは、事業税が当期の損金に算入されないことから、翌期および翌期以後のすべての年度 の課税所得に影響を及ぼすことになり、損金に算入された事業税額を差し引いた額が課税所 得となる 5)6)。

法定実効税率は、法人税率、住民税率および事業税率に基づいて、税引前当期純利益に占 める法人税等の比率を表す。現在の法人税額、地方法人税額、住民税額(法人税割)、事業 税額(所得割)および特別法人事業税額の合計税額は、次頁の表1に示す通りである。

1	- 4
1	Δ

税額	計算式
(1) 法人税額	課税所得×法人税率
(2) 地方法人税額	課税所得×法人税率×地方法人税率
(3) 住民税額(法人税割)	課税所得×法人税率×住民税率
(4) 事業税額 (所得割)	課税所得×事業税率
(5) 特別法人事業税額	課税所得×事業税率×特別法人事業税率

表1 合計税額および計算式

合計税額および合計税率は上記(1)から(5)の合計により計算される。式で示すと下記 の通り算定される。

合計税額=課税所得×{法人税率×(1+地方法人税+住民税率)+事業税率+事業税率 ×特別法人事業税率)}

合計税率= A

合計税額=B 課税所得

 $\{ \text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + 事業税率 + 事業税率 × 特別法人事業税率 <math>\} = \mathbb{C}$

上記の内容を式で表すと、A = B = Cと表記することができる。法定実効税率は、さら に上記の合計税率から事業税率と特別法人事業税率に法定実効税率を乗じた数値から控除し て求めることになる。これは、事業税と特別法人事業税は、法人税や住民税とは違い、損金 に算入が可能であるため、事業税と特別法人事業税を反映した税率を計算することになり、 計算式を示すと次のとおり算定される。

法定実効税率 = 合計税率-(事業税率 + 事業税率 × 特別法人事業税率)× 法定実効税率 合計税率 = (1 + 事業税率 + 事業税率 × 特別法人事業税率) × 法定実効税率

法定実効税率 =
$$\frac{$$
合計税率 $}{1+$ 事業税率 $+$ 事業税率 \times 特別法人事業税率

法定実効税率 = 法人税率×(1+ 地方法人税率+住民税率)+事業税率+事業税率×特別法人事業税率

上記の法定実効税率の算定にあたって使用する法人税および地方税については、決算日に おいて国会で成立している法人税法および地方税法に規定されている税率である(税効果適 用指針第46)。また、住民税(法人税割)および事業税(所得割)については、決算日にお いて国会で成立している地方税法等に基づく税率である(税効果適用指針第47)。以下、例 証1に基づいて法定実効税率の算定について考察を行う。

【例証1】

甲社の事業年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日である。甲社事業所は東京 都に所在地があり、住民税および事業税については、超過課税による税率が課されており、 法定実効税率を算定している。また、下記の表2の税率は、令和元年12月31日において成 立している法律または条例に規定されている税率であり、令和2年1月1日以後に開始する 事業年度の法定実効税率の算定に関する税率である。

外形標準課税適用法人	令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度
(1) 法人税	23.2%
(2) 地方法人税	10.30%
(3) 住民税 (超過税率)	10.40%
(4) 事業税 (標準税率)	1.00%
(5) 事業税 (超過税率)	1.18%
(6) 特別法人事業税	260.0%

表 2 資本金 1 億円超の外形標準課税適用法人

(税効果会計適用指針 設例 10 一部参照)

上記、表2における標準税率とは、地方公共団体が課税する場合に地方税法(昭和25年 法律第226号)で通常よるべき税率である。超過税率とは、標準税率を超える税率で地方公 共団体が課税することが地方税法で認められているものである。法定実効税率の計算式およ び税率の算定(小数点以下第3位を四捨五入)を示すと下記の通りである。

法定実効税率 = $\frac{$ 法人税率×(1+地方法人税率+住民税率)+事業税率+事業税率×特別法人事業税率 1+ 事業税率 + 事業税率 × 特別法人事業税率

上記の式に実際の税率を代入して計算を行うと下記の通りになる。

$$30.62\% = \frac{23.2\% \times (1 + 10.30\% + 10.40\%) + 1.18\% + 2.60\%}{1 + 1.18\% + 2.60\%}$$

上記の特別法人事業税率(2.60%)は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課 税標準とするため、事業税所得割の標準税率(1.00%)×特別法人事業税率(260.0%)の算 式により計算している。

3 税効果会計に適用される税率が変更された場合

税効果会計に適用される税率が変更された場合には、過年度に計上された繰延税金資産および繰延税金負債を改正後の税率を用いて、再計算をすることになる(税効果会計基準注解(注 6))。また、繰延税金資産および繰延税金負債の金額を修正した額は、損益計算書上、税率変更年度の法人税等調整額に加減して処理する。ただし資産または負債の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上される場合においては、当該評価差額に係る繰延税金資産および繰延税金負債の金額を修正したときは、修正差額を評価差額に加減して処理する(税効果会計基準注解(注 7))。

現在、国際会計基準の設定主体である国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:以下、「IASB」という)の前身である国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee)が公表した「国際会計基準第12号 法人所得税」(International Accounting Standards No.12 Income Taxes:以下、「IAS第12号」という)では、当期および過去の期間の当期税金資産(負債)は、貸借対照表日における法定税率または実質的法定税率(および税法)を使用して、納付額と還付額の予想額を算定する。また、繰延税金資産および繰延税金負債は、貸借対照表日における法定税率または実質的に施行されている法定税率(および税法)に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると予想される税率で計算するとしている。

米国基準(Topic740「法人所得税(Income Taxes)」)では、税法または税率が変更された場合は、繰延税金資産と繰延税金負債は修正が行われる。当該影響額は税法または税率の変更が施行された年度に損益に計上される⁷⁾。日本基準および、IAS 第12号と米国基準は、期末月の法定実効税率により測定を求めており基本的な取り扱いはほぼ同一である。

平成28年度(2015年)税制改正により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率(普通法人「大法人」)が23.9%から23.4%および23.2%へと段階的に引き下げられ、その他の税金(地方法人税、住民税、事業税)に関しても法人課税の偏在是正を目的として税率が変更された。表3は、東京23区における資本金1億円超の外形標準適用法人に適用される、2019年3月期から2021年3月期までの法定実効税率をまとめたものである。法定実効税率には、変更はないが地方法人税の変更、地方法人特別税の廃止および特別事業法人税の導入がある。

実効税率の試算	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
(1) 法人税	23.2%	23.2%	23.2%
(2) 地方法人税	4.4%	4.4%	10.4%
(3) 住民税 (超過税率)	16.3%	16.3%	10.3%
(4) 事業税 (標準税率)	0.7%	0.7%	1.0%
(5) 事業税 (超過税率)	0.88%	0.88%	1.18%
(6) 特別法人事業税	_	_	260.0%
(7) 地方法人特別税	414.2%	414.2%	_
(8) 法定実効税率	30.6%	30.6%	30.6%

表 3 東京 23 区における資本金 1 億円超の外形標準適用法人

東京都主税局ホームページ参照、国税庁ホームページ参照

以下、例証2に基づいて税率が変更された場合における会計処理について考察を行う。

【例証2】

税率変更による会計処理

A 社は、期中に税制の改正が公布され、決算日現在における改正後の法定実効税率 (35%) を用いて、当期首における繰延税金資産3,000千円および繰延税金負債800千円の金額を修 正している。また、当期中の将来減算一時差異 1.500 千円(増加額) および将来加算一時差 異 200 千円 (減少額) による繰延税金資産および繰延税金負債の増減額を改正後の税率で計 算している。前期における当期の法定実効税率の見込みは38%であった。当期期首の修正計 算と当期期首における残高修正における税効果会計の仕訳を示すと下記のとおりである。(単 位: 千円)

(借方) 繰延税金負債 24 (貸方) 繰延税金資産 90

法人税等調整額 66

- (1) 期首繰延税金資産 $3,000 \times (35\%-38\%) = \triangle 90$
- (2) 期首繰延税金負債 $800 \times (35\%-38\%) = \triangle 24$

また、当期中の計算内容と当期中の繰延税金資産および繰延税金負債の増減額における税 効果会計の仕訳を示すと下記のとおりである。

(借方) 繰延税金資産 525 (貸方) 法人税等調整額 595

> 繰延税金負債 70

(1) 期中繰延税金資産(増加額) $1,500 \times 35\% = 525$

38

(2) 期中繰延税金負債(減少額) 200 × 35% = 70

上記の当期における期首と期中の税効果会計の合計仕訳を示すと下記の通りである。

(借方) 繰延税金資産 435 (貸方) 法人税等調整額 529

繰延税金負債 94

上記、例証2の場合、法定実効税率が前期38%から当期35%に引き下げられたケースであり、当期の計算方法は、期末繰延税金資産・負債を確定し、期首の確定していた期首繰延税金資産・負債の残高を差し引いて、期中繰延税金資産・負債の増減額を算出する。法定実効税率の変更は、税効果会計の適用に影響を及ぼすことになる。特にスケジューリングを行う際の解消時期と法定実効税率の関係において、繰延税金資産や繰延税金負債の計上額に影響を与える。この場合、税率が下落した場合における繰延税金資産の減少への影響は、損益計算書にも利益の減少要因として業績を左右する影響力を持つことになる®。

また、税率が変更され、子会社の資産および負債の時価評価により生じた評価差額に係る一時差異(繰延税金資産および繰延税金負債)の修正額は、当該税率が変更された連結会計年度において、法人税等調整額勘定に加減して処理する(税効果適用指針 52)。これは、子会社の資産および負債の時価評価により算定される差額を修正しないことにより、子会社の支配獲得時における親会社の出資額を子会社の資本の相殺消去(開始仕訳)が継続して実施することができる⁹。

4 改正地方税法等を受けた改正条例が成立していない場合の税率の算定

改正地方税等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定については、決算日において成立している条例に標準税率で課税することが規定されている場合は、改正地方税法等に規定されている標準税率によるが、決算日において成立している条例に超過課税による税率が課税することが規定されている場合は、改正地方税等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が、改正直前の地方税等の標準税率を超える差額を考慮する税率を算定し適用される。これは改正地方税法等を受けた改正条例が成立していないため、超過課税による税率が未定であるためである(税効果適用指針48(2)②)。

当該差額を考慮する税率を算定する方法(翌事業年度における事業税(所得割)の超過課税による税率の算定)には、(1)改正地方税法等に規定されている標準税率に決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が、改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加算して算定される。当該税率は改正地方税法に規定されている事業税(所得割)の制限税率を超えない税率である(税効果会計適用指針49(1))。制限税率とは、地方公共団体が超過税率による税率で課税する場合でも超えることが認められる税率であり、地方税法に規定されているものである。

また、別の方法としては、(2) 超過課税による税率を算定する場合は、改正地方税法等に 規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税に よる税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定される。当該 税率は改正地方税法に規定されている事業税(所得割)の制限税率を超えない税率である。(税 効果会計適用指針 49(2))

- 上記(1)による方法は、超過する数値を加算して算定(事業税(所得割)の標準税率と 超過税率との差額に翌事業年度の事業税(所得割)の標準税率を加算する)する方法であり、 下記の①の算式となる。
 - ① 超過税率=翌事業年度の標準税率+(標準税率-超過税率)
- 上記(2)による方法は、割合を乗じて算定(翌事業年度の事業税(所得割)の標準税率 に超過課税における事業税(所得割)の標準税率に対する割合を乗じる)する方法であり、 下記の②の算式となる。
 - ② 超過税率=翌事業年度の標準税率×(標準税率 ÷ 超過税率)

以下、例証3に基づいて、改正地方税法等を受けた改正条例が成立していないため、超過 課税による税率が未定である場合についての対応について考察を行う。

【例証3】

乙社の事業年度は、X1年4月1日から X2年3月31日である。乙社の事業所は、東京都 に所在地があり住民税および事業税については、超過課税による税率が課されており、法定 実効税率を算定している。X2年3月31日に、改正地方税法等が国会で成立しX2年4月1 日以後開始する事業年度の事業税(所得割)の標準税率が改正された。しかし、X2年4月1 日以後開始する事業年度の超過課税による税率を定めた改正条例は、X2 年 3 月 31 日におい て成立していない。事業税(所得割)の制限税率は、標準税率に 1.5 を乗じた税率とする。

実効税率の試算	X1年4月1日~X2年3月31日	X2年4月1日以後開始する事業年度
(1) 法人税	23.2%	21.0%
(2) 地方法人税	10.4%	10.0%
(3) 住民税(超過税率)	10.3%	9.0%
(4) 事業税 (標準税率)	1.0%	0.9%
(5) 事業税 (超過税率)	1.18%	(未定①)
(6) 特別法人事業税	260.0%	260.0%※ 1
(7) 法定実効税率	30.6%	(未定②) (未定③)

表 4 資本金 1 億円超の外形標準適用法人

(税効果会計適用指針 設例 11 一部参照)

※ 1 特別法人事業税率 1.0%×260.0%=2.60%

V:-- /-- -

前頁(**表 4**)に基づいて、改正地方税等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率を算定(小数点以下第 3 位を四捨五入)する。

X2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度における事業税(所得割)の超過税率は、下記の通りである。超過税率の算定(1)は、0.9%+(1.18%-1.0%)=1.08%(未定①)と算定される。制限税率($0.9\%\times1.5=1.35\%$)を超過していない。また、超過税率の算定(2)は、 $0.9\%\times(1.18\%\div1.0\%)=1.06\%$ (未定①)と算定される。制限税率 1.35%を超過していない。上記(1)と(2)に基づき、X2 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に解消する一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる法定実効税率(未定②)と(未定③)を算定すると下記の通りとなる。

超過税率(1)の場合の法定実効税率 (未定②)

$$27.65\% = \frac{21.0\% \times (1 + 9.0\% + 10.0\%) + (1.08\%) + 2.60\%}{1 + 1.08\% + 2.60\%}$$

超過税率(2)の場合の法定実効税率 (未定③)

$$27.64\% = \frac{21.0\% \times (1 + 9.0\% + 10.0\%) + (1.06\%) + 2.60\%}{1 + 1.06\% + 2.60\%}$$

5 おわりに

税効果会計は、繰延税金資産の計算にあたり、税制改正等を受け税率が毎年引き下げられている現状において適用される法定実効税率は、どの税率を使用すべきか重要な課題となる。税効果会計に適用する税率は、複数の選択(標準税率、軽減税率、超過税率、制限税率、平均税率等)が考えられる。税効果会計は、税金費用の適切な期間配分をすることにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることが目的であり、見積もりに依拠することが求められている「10」。住民税や事業税について標準税率と実際に適用した税率(超過税率)が乖離している場合には、法定実効税率の算定に当たり問題が生じる。標準税率と実際に適用した税率(超過税率等)との差が小さい場合は、標準税率を実効税率として法定実効税率とすることも考えられるが、税率の差異が大きい場合には、実際の税率を用いるべきである「11」。また、現在日本で適用される税率は、資本負債法が採用されており、一時差異解消時に予想される税率である「22」。米国では、かつて一時差異発生時の税率を適用する繰延法が適用されており、税率が変更されても再評価されなかったため、繰延税金資産・負債は税キャッシュ・フローの増減を正確に表していなかった「13」。

税率の変更は、繰延税金資産、繰延税金負債を新たな法定実効税率により再計算を行うことになる。また、法定実効税率が大きく変更になると、利益に相当の影響を与えた場合は、

決算の修正発表等も必要となる¹⁴⁾。税率の変更は、繰延税金資産の残高が多い場合は、税率 が減少することにより繰延税金資を取崩した場合と同一の内容となり、法人税等負担額の増 加と利益の減少要因となる。したがって、税率改定前後における税効果会計の適用は、企業 の業績を左右する影響力を持つことになる 150。また、税率以外の税法の改正がある場合にも、 税効果会計に影響を与えることが想定される。例えば、欠損金の繰延控除限度額の引き下げ は、将来の課税所得と相殺できる繰越欠損金が減少するため、繰延税金資産の一部の取り 崩しが行われる。また、受取配当金の益金不算入制度において対象範囲が変更になると、繰 延税金資産の回収可能性の見積もりが将来の課税所得の金額の変動に影響が生じることにな る¹⁶⁾。

注

- 税理士法人山田&パートナーズ『5 訂版 Q&A 税効果会計と別表四・別表五』財経詳報社 平 1) 成 22 年 11 月 10 日 pp. 46-47
- 税負担率とは、実際に払う税金を利益で割った負担率をいう。 2)
- 3) 鈴木一水「税効果会計の本質」『企業会計』1999 年 Vol.51 No.7 p. 45
- あずさ監査法人『O&A 税効果会計の実務ガイド(第6版)』中央経済社 2016年3月20日 p.24 4)
- 西村幹仁『税効果会計の理論―国際的調和化の動向とその問題点―』同文館出版 平成 13 年 9 月 20 日 pp. 275-276
- International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standards (IFRSs) International Accounting Standards IAS12 Income Taxes | par. 46-47
- PwC あらた有限責任監査法人『最新アメリカの会計原則(第2版)』東洋経済新報社 2017年 7) 10月19日 p. 362
- 荻窪輝明『経営陣に伝えるための「税効果会計」と「財務諸表の視点」』税務研究会出版局 平 成31年3月29日 pp. 148-153
- 9) 新日本有限責任監査法人『こんなときどうする? 連結税効果の実務詳解』中央経済社 2018 年 5月10日 p. 52
- 10) 前掲稿 あずさ監査法人 p. 24
- 11) 前掲稿 税理士法人山田&パートナーズ p. 47
- 12) 前掲稿 鈴木一水 p. 45
- 13) 大沼宏「税効果会計の将来 CF 予測能力」『会計』 2001 年 4 月 第 159 巻第 4 号 pp. 553-554
- 14) 三林昭弘『すらすら税効果会計 < 第 3 版 >』中央経済社 2020 年 6 月 15 日 p. 90
- 15) 前掲稿 荻窪輝明 pp. 152-153
- 16) 前揭稿 新日本有限責任監査法人 p. 358

参考文献

- 【1】 あずさ監査法人編 『徹底解説 税効果会計の実務』 2018年4月25日 第1版第1刷発行
- 【2】 井上行忠「税務効果会計における割引現在価値計算に関する提案」『産業経理』Vol.71 No.4 2012年1月
- 【3】 井上行忠「税効果会計の改正における論点―子会社への投資に係る一時差異―」『経営論集』第 28・29 合併号 2015 年 3 月
- 【4】 井上行忠「税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断―回収可能性適用指針と中小 指針—|『嘉悦大学研究論集』第59卷第2号通卷110号 2017年3月
- 【5】稲葉喜子、三重野研一『税効果会計(会計上の税引後利益を適正化する技法)』すばる舎 2012 年 12 月
- 【6】会計制度委員会報告第10号 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 平成28年 3月25日 日本公認会計士協会

- 【7】株式会社ディーバ編 『税効果会計の実務マニュアル データ収集から注記情報の作成・開示まで』 2011 年 3 月 25 日 第 1 版第 2 刷発行
- 【8】企業会計基準適用指針第 27 号 税効果会計に適用する税率に関する適用指針 平成 28 年 3 月 14 日 企業会計基準委員会
- 【9】企業会計基準適用指針第28号 税効果会計に係る会計基準の適用指針 平成30年2月16日 企業会計基準委員会
- 【10】企業会計審議会 税効果会計に係る会計基準 平成 10年 10月 30日
- 【11】商法と企業会計の調整に関する研究会報告書 平成 10 年 6 月 16 日
- 【12】新日本有限責任監査法人編『ここが変わった! 税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパクト』 2016 年 4 月 20 日 第 1 版第 1 刷発行
- 【13】新日本有限責任監査法人編 『こんなときどうする? 連結税効果の実務詳解』 2018 年 5 月 10 日 第 1 版第 1 刷発行
- 【14】手塚仙夫『第8版 税効果会計の実務』 2013年10月10日 第8版発行
- 【15】有限監査法人トーマツ編『税効果会計』清文社 2012年3月

(2020年9月28日受付、2020年11月23日再受付)